

## 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」料金表

船橋市地域単価：10.84 円

### ①訪問看護サービスを行わない場合

| 要介護度区分 | 単位数       | 利用金額      | 自己負担金額   |          |          |
|--------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
|        |           |           | 1 割      | 2 割      | 3 割      |
| 要介護 1  | 5,446 単位  | 59,034 円  | 5,903 円  | 11,806 円 | 17,710 円 |
| 要介護 2  | 9,720 単位  | 105,364 円 | 10,536 円 | 21,072 円 | 31,609 円 |
| 要介護 3  | 16,140 単位 | 174,957 円 | 17,495 円 | 34,991 円 | 52,487 円 |
| 要介護 4  | 20,417 単位 | 221,320 円 | 22,132 円 | 44,264 円 | 66,396 円 |
| 要介護 5  | 24,692 単位 | 267,661 円 | 26,766 円 | 53,532 円 | 80,298 円 |

### ②看護師が訪問看護サービスを行う場合

| 要介護度区分 | 単位数       | 利用金額      | 自己負担金額   |          |          |
|--------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
|        |           |           | 1 割      | 2 割      | 3 割      |
| 要介護 1  | 7,946 単位  | 86,134 円  | 8,613 円  | 17,226 円 | 25,840 円 |
| 要介護 2  | 12,413 単位 | 134,556 円 | 13,455 円 | 26,911 円 | 40,367 円 |
| 要介護 3  | 18,948 単位 | 205,396 円 | 20,539 円 | 26,911 円 | 61,618 円 |
| 要介護 4  | 23,358 単位 | 253,200 円 | 25,320 円 | 50,640 円 | 75,960 円 |
| 要介護 5  | 28,298 単位 | 306,750 円 | 30,675 円 | 61,350 円 | 92,025 円 |

※短期入所系サービスを利用された場合は、基本報酬の単位数を日割りで計算します。

※月途中からの利用開始、又は月途中での利用終了の場合、所定単位数を日割り計算して算出します。

※利用者の主治医より、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護（医療保険の給付対象）を行う必要がある旨の指示があった場合、その指示日から 14 日間に限って、「訪問看護サービスを行わない場合」の所定単位数を算定します。

### 【加算サービス】

| 加算サービスの種類                | 単位数      | 利用金額     | 自己負担金額  |         |         |
|--------------------------|----------|----------|---------|---------|---------|
|                          |          |          | 1 割     | 2 割     | 3 割     |
| 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）/1 月につき      | 325 単位   | 3,523 円  | 352 円   | 704 円   | 1,056 円 |
| 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）/1 月につき      | 315 単位   | 3,414 円  | 341 円   | 682 円   | 1,024 円 |
| 特別管理加算（Ⅰ）/1 月につき         | 500 単位   | 5,420 円  | 542 円   | 1,084 円 | 1,626 円 |
| 特別管理加算（Ⅱ）/1 月につき         | 250 単位   | 2,710 円  | 271 円   | 542 円   | 813 円   |
| ターミナルケア加算/死亡月            | 2,500 単位 | 27,100 円 | 2,710 円 | 5,420 円 | 8,130 円 |
| 初期加算/1 日につき              | 30 単位    | 325 円    | 32 円    | 65 円    | 97 円    |
| 退院時共同指導加算/1 回につき         | 600 単位   | 6,504 円  | 650 円   | 1,300 円 | 1,951 円 |
| 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）/1 月につき | 1,200 単位 | 13,008 円 | 1,300 円 | 2,601 円 | 3,902 円 |
| 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）/1 月につき | 800 単位   | 8,672 円  | 867 円   | 1,734 円 | 2,601 円 |
| 口腔連携強化加算/月 1 回限度         | 50 単位    | 542 円    | 54 円    | 108 円   | 162 円   |
| 生活機能向上連携加算（Ⅰ）/1 月につき     | 100 単位   | 1,084 円  | 108 円   | 216 円   | 325 円   |
| 生活機能向上連携加算（Ⅱ）/1 月につき     | 200 単位   | 2,168 円  | 216 円   | 433 円   | 650 円   |
| 認知症専門ケア加算（Ⅰ）/1 日につき      | 90 単位    | 975 円    | 97 円    | 195 円   | 292 円   |
| 認知症専門ケア加算（Ⅱ）/1 日につき      | 120 単位   | 1,300 円  | 130 円   | 260 円   | 390 円   |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）/1 月につき   | 750 単位   | 8,130 円  | 813 円   | 1,626 円 | 2,439 円 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）/1 月につき   | 640 単位   | 6,937 円  | 693 円   | 1,387 円 | 2,081 円 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）/1 月につき   | 350 単位   | 3,794 円  | 379 円   | 758 円   | 1,138 円 |

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。  
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

【減算】

（デイサービスを利用した場合は、1日につき以下の単位数を減算します）

| 減算項目                 | 単位数    | 利用金額    | 自己負担金額 |       |        |
|----------------------|--------|---------|--------|-------|--------|
|                      |        |         | 1割     | 2割    | 3割     |
| 訪問看護サービスを行った場合 要介護1  | 91 単位  | 986 円   | 98 円   | 197 円 | 295 円  |
| 訪問看護サービスを行った場合 要介護2  | 141 単位 | 1,528 円 | 152 円  | 305 円 | 458 円  |
| 訪問看護サービスを行った場合 要介護3  | 216 単位 | 2,341 円 | 234 円  | 468 円 | 702 円  |
| 訪問看護サービスを行った場合 要介護4  | 266 単位 | 2,883 円 | 288 円  | 576 円 | 865 円  |
| 訪問看護サービスを行った場合 要介護5  | 322 単位 | 3,490 円 | 349 円  | 698 円 | 1047 円 |
| 訪問看護サービスを行わない場合 要介護1 | 62 単位  | 672 円   | 67 円   | 134 円 | 201 円  |
| 訪問看護サービスを行わない場合 要介護2 | 111 単位 | 1,203 円 | 120 円  | 240 円 | 360 円  |
| 訪問看護サービスを行わない場合 要介護3 | 184 単位 | 1,994 円 | 199 円  | 398 円 | 598 円  |
| 訪問看護サービスを行わない場合 要介護4 | 233 単位 | 2,525 円 | 252 円  | 505 円 | 757 円  |
| 訪問看護サービスを行わない場合 要介護5 | 281 単位 | 3,046 円 | 304 円  | 609 円 | 913 円  |

【その他の減加算】

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 業務継続計画未実施減算      | 所定単位数に 1.0%を乗じた単位数  |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算   | 所定単位数に 1.0%を乗じた単位数  |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）    | 所定単位数に 13.7%を乗じた単位数 |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 所定単位数に 6.3%を乗じた単位数  |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 所定単位数に 4.2%を乗じた単位数  |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 所定単位数に 2.4%を乗じた単位数  |

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に 22.4%（13.7%+2.4%+6.3%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に 20.3%（13.7%+2.4%+4.2%）を乗じた単位数が加算されます。

2024年6月より

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| 介護職員処遇等改善加算（Ⅰ） | 所定単位数に 24.5%を乗じた単位数 |
| 介護職員処遇等改善加算（Ⅱ） | 所定単位数に 22.4%を乗じた単位数 |

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。